

福岡市博物館リニューアル事業

入札説明書

令和7年4月10日

(令和7年6月2日修正)

(令和7年7月1日修正)

福岡市

目 次

I 事業の概要	1
1 事業名称	1
2 公共施設等の管理者の名称	1
3 事業目的	1
4 事業内容	2
5 遵守すべき法制度等	5
6 事業期間終了時の措置	5
7 入札説明書等の変更	5
II 入札参加者に関する条件	6
1 入札参加資格等	6
2 競争入札参加資格の審査	11
3 構成員及び協力企業の変更	11
4 入札参加資格が欠格となった場合の申出	12
III 事業者の募集及び選定に関する事項	13
1 募集及び選定方法	13
2 募集及び選定のスケジュール	13
3 募集及び選定手続き等	14
4 入札にあたっての留意事項	18
5 入札予定価格	20
IV 落札者の決定	21
1 落札者の決定方法	21
2 落札者決定結果の通知	21
3 審査結果等の公表	21
V 提案に関する条件	22
1 対象敷地の現況	22
2 整備の概要	22
3 事業者が行う業務	22
4 業務の委託	22
5 事業者の収入	23
VI 事業実施に関する事項	24
1 市による本事業の実施状況の確認	24
2 事業期間中の事業者と市の関わり	24
3 事業の継続が困難となった場合における措置	24
4 事業者の事業契約上の地位	25
5 債権の取扱い	25
6 保険	26
7 市と事業者の責任分担	26
8 財務書類の提出	26
VII 契約手続等	27

1 基本協定の締結	27
2 特別目的会社の設立等の要件	27
3 事業契約の締結	27
4 契約の概要.....	27
5 事業契約を締結しない場合の条件	27
6 契約金額	28
7 管轄裁判所の指定.....	28
VIII その他	29
1 法制上及び税制上の措置.....	29
2 財政上及び金融上の支援.....	29
3 問い合わせ先	29
別紙 1 要求水準書の添付資料の貸与について	30
別紙 2 現地見学会及び展示に係る説明会・質問会 実施要領及び参加申込	32
別紙 3 追加資料の開示について	35
別紙 4 個別対話の実施要領及び参加申込.....	37
別紙 5 入札説明書等に関する質問回答の個別確認会 実施要領及び参加申込	39

この「福岡市博物館リニューアル事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、福岡市（以下「市」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号最終改正平成 30 年法律第 60 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した「福岡市博物館リニューアル事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により募集及び選定するにあたり、公表するものである。

事業の基本的な考え方については、令和 6 年 12 月 24 日に公表した実施方針等と同様であるが、実施方針及び要求水準書(案)に関する意見と回答及び実施方針及び要求水準書(案)に関する質問と回答（令和 7 年 3 月 3 日公表・令和 7 年 3 月 27 日修正、以下「実施方針等の意見・質問回答書」という。）を反映し、一部変更している。したがって、入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）の内容を踏まえ、入札等に必要な書類を提出すること。

別添資料の要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、入札説明書と一体のものとする。なお、入札説明書等と、実施方針及び実施方針等の意見・質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

■用語の定義

市	福岡市をいう。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
本事業	「福岡市博物館リニューアル事業」をいう。
PFI 事業	PFI 法に基づく事業をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し事業を実施する者をいう。
対象施設	対象敷地にある施設の全てをいう。
実施方針等	本事業に関して、令和 6 年 12 月 24 日付で市が公表した実施方針及び要求水準書（案）（添付書類を含む）をいう。
入札説明書等	本事業に関して、令和 7 年 4 月 10 日付の入札公告以降に市が公表する入札説明書、要求水準書（添付資料含む）、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等をいう。
事業契約書	落札者により設立された特別目的会社と市が本事業の実施に際して締結する契約書をいう。
基本協定書	落札者の構成員及び協力企業と市が本事業の実施に際して締結する協定書をいう。
定期建物賃貸借契約書	特別目的会社がミュージアムショップ運営業務、レストラン施設の維持管理業務及び運営業務を実施するにあたり、ミュージアム

	ショップ及びレストラン施設をそれぞれ市から借り受けるために市と締結する契約書をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、特別目的会社に出資を行う法人をいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成員の中で入札参加者を代表して応募手続きを行い、市との対応窓口となる一法人をいう。
資格審査通過者	入札参加資格審査を経て参加資格があると認められた者をいう。
入札参加資格確認基準日	入札参加資格確認申請書類の受付締切日をいう。
入札参加資格確認申請書類	入札参加資格の確認として、本事業への参加を希望する者に提出を求める入札参加表明書、入札参加資格確認申請書及び資格確認に必要な書類をいう。
入札書等	入札時に資格審査通過者が提出する入札提案書類提出届兼誓約書、入札提案書類確認書等「入札全般に関する提出書類」並びに入札書及び入札金額内訳書である「入札価格に関する提出書類」をいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、入札書等及び事業提案書の受付期間に提出する、本事業を実施するにあたっての各業務に関する提案や施設計画等を記載した書類をいう。
入札提案書類	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出する入札書等及び事業提案書をいう。
検討委員会	令和6年11月1日に市が設置した学識経験者等で構成する「福岡市博物館リニューアル事業事業者検討委員会」をいう。
落札者	検討委員会の意見を受けて、市が事業契約の締結を予定する者として決定した者をいう。
サービス対価	本事業で実施する設計、施工、工事監理、開館・開業準備、維持管理及び運営業務に係るサービスの対価として市が事業者に対して支払う料金をいう。
市ホームページ	本事業に関する市のホームページをいう。ホームページアドレスは、Ⅷ・3に示す。

I 事業の概要

1 事業名称

福岡市博物館リニューアル事業

なお、本事業は「福岡市博物館リニューアル推進事業」（以下「推進事業」という。）の一部であり、推進事業は、本事業の他、収蔵庫棟の設計、施工及び本事業開始までの維持管理並びに南側広場の設計及び施工が含まれる。

2 公共施設等の管理者の名称

福岡市長 高島 宗一郎

3 事業目的

福岡市博物館は、平成2年10月に「アジア太平洋博覧会 - 福岡 '89」の会場跡地であるシーサイドももち地区に開館した。博物館建設にあたっては、「郷土の歴史とそこで営まれた人々の生活の変遷を学び、未来を考える場とすること」をその意義とし、基本理念を先人の文化遺産をとおして、その生活と生活文化の展開、変遷の過程を学び、新しい市民文化を築いていくという今日的課題にこたえるもの」（昭和57年「博物館建設構想懇話会意見書」）とした。

開館時には、以下のように博物館の基本性格を定義した。

1. 先人の残した文化遺産を保存、継承し、東アジアにおける福岡の歴史と民俗を学ぶ博物館
2. 文化遺産を通して市民とのコミュニケーションをすすめ、新しい市民文化を育む博物館
3. 調査研究機能と共に高度の情報サービス機能を持ち、市民の生涯学習の場としての博物館

以来、福岡市博物館は、資料の収集、保管、及び展示等を通して市民や福岡への来訪者に、福岡の文化発展の足跡を知る機会、また、多彩な文化芸術に触れる機会を提供し続けてきた。

開館から30年以上が経過した現在、施設・設備の経年劣化は著しく進行し、抜本的な対策の必要性が高まっており、また、福岡市の成長戦略や施設を取り巻く状況は、開館当初から大きく変化した。これを受けて、福岡市博物館には築いた強みを活かしつつ、新たなニーズに応えていくことが求められている。そこで市は、設備の更新をはじめとする大規模改修と運営体制の強化により、歴史文化の発信拠点、文化観光の拠点、学びと交流の拠点、文化を次世代へ継承する拠点としての機能向上を図り、福岡市が目指す都市像の実現に貢献することを目指し、推進事業に取り組むこととした。

福岡市博物館のリニューアルに向けて、市は令和5年9月に福岡市博物館の現状や課題を整理し、博物館のこれからのあり方を考え、リニューアルの方針、施設の改修の方向性や事業手法等を取りまとめた「福岡市博物館リニューアル基本計画」を策定した。

本事業は、これらを踏まえて、福岡市博物館の改修等の施設整備及びその後の管理運営を、民間活力やノウハウを活用することで効果的・効率的に実施するとともに、これまで以上に魅力的な博物館に生まれ変わることを目的として実施する。

4 事業内容

(1) 事業対象

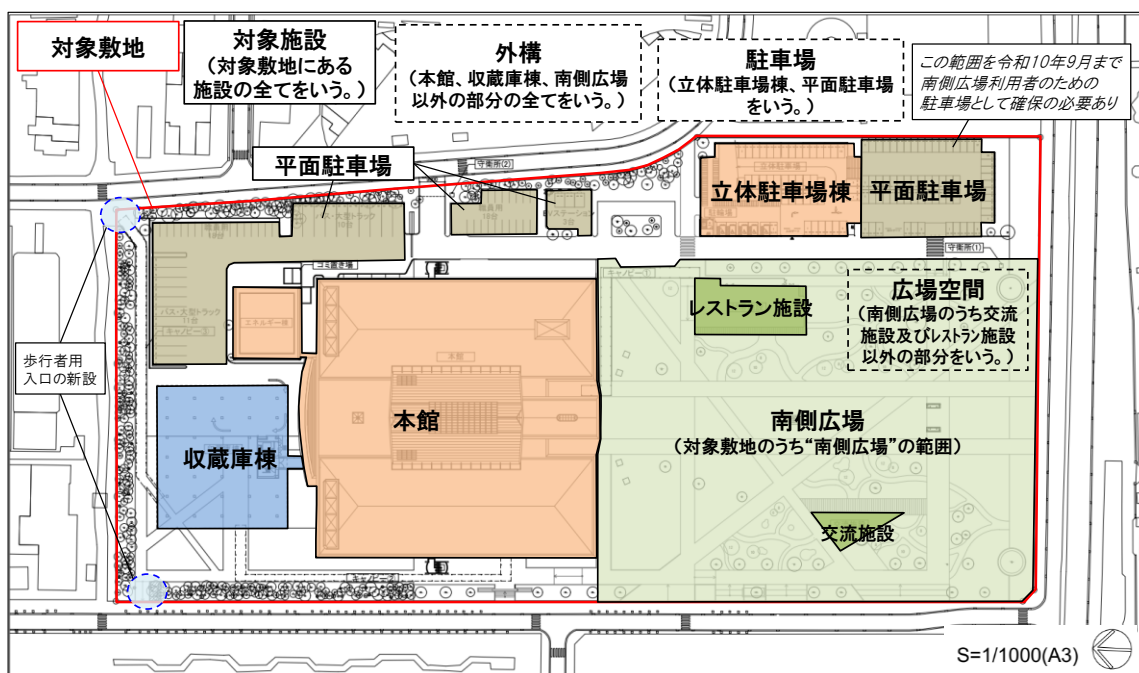
① 対象敷地・施設概要

本事業を実施する敷地の範囲（以下「対象敷地」という。）は、以下のとおりとする。

施設名称	福岡市博物館			
所在地	福岡市早良区百道浜三丁目1番1号			
敷地面積	50,648.80m ²			
本館の建物概要	構造	鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	竣工年	昭和63年
	延床面積	16,920.62m ²		
	建築面積	10,088.56m ²		

② 対象施設

本事業の対象となる施設は、対象敷地内において設計、施工、工事監理、維持管理、運営を行う次の施設（以下、全てをさして「対象施設」という。）とする。なお、本館及び外構をさして、以下「本館等」という。



※ 本館の附属施設として、ゴミ置き場、キャノピー、守衛所が、外構部分に配置される。

(2) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が自らの資金で施設の設計及び改修を行い、維持管理・運営業務を行う RO（Rehabilitate - Operate）方式により実施する。

また、ミュージアムショップ及びレストラン施設については、市が事業者にて定期建物賃貸借契約により貸付け、事業者が管理運営を独立採算にて実施する。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和 8 年 2 月予定）から令和 26 年 3 月 31 日までとする。

事業スケジュールは概ね以下の通りである。

なお、具体的な施設の引渡し日や供用開始日等については、事業者決定後に市と事業者が協議して定めるものとする。

基本協定の締結	令和 7 年 12 月下旬
事業契約の締結	令和 8 年 2 月頃
事業期間	事業契約締結日 ～ 令和 26 年 3 月 31 日
①本館等	
設計・施工期間	事業契約締結日 ～ 令和 10 年 9 月 30 日
維持管理期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 26 年 3 月 31 日
休館開始日	令和 8 年 10 月頃
開館準備期間	休館開始日 ～ 本館等の供用開始日
本館等の供用開始日	令和 11 年 3 月頃
運営期間（休館前）	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 休館開始日
（供用開始後）	本館等の供用開始日 ～ 令和 26 年 3 月 31 日
②収蔵庫棟	
維持管理期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 26 年 3 月 31 日
③南側広場	
開業準備期間	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 南側広場の供用開始日
南側広場の供用開始日	令和 8 年 10 月頃
維持管理・運営期間	南側広場の供用開始日 ～ 令和 26 年 3 月 31 日

(4) 事業の業務範囲

本事業の業務範囲は、福岡市博物館の設計業務、施工業務、工事監理業務、開館準備・開業準備業務、維持管理業務及び運営業務とする。ただし、収蔵庫棟と南側広場については、開館準備・開業準備業務、維持管理業務、運営業務を本事業の業務範囲とする。

なお、具体的な業務の内容、区分及びその他詳細については、要求水準書を参照すること。

		設計		工事 監理	施工	開館準備・ 開業準備	維持 管理	運営
		基本 設計	実施 設計					
本館 等	本館	●※1	●	●	●	●	●	▽／●※2
	外構	●※1	●	●	●	●	●	●
	立体駐車場棟	●※1	●	●	●	●	●	●
収蔵庫棟		▽	▽	▽	▽	—	●	—
南側 広場	広場空間・ 交流施設	▽	▽	▽	▽	●	●	●
	レストラン施設	▽	▽	▽	▽	●※3	●	●

凡例 ●：本事業において実施する項目

▽：本事業とは別に実施する項目

※1 本館、立体駐車場棟及び外構に係る基本設計については、本事業の実施に先立ち、市は「基礎的設計」を実施しており、それを基本設計の一部として用いることを想定している。

※2 本館の運営については、本事業において実施する内容と、本事業以外で実施する内容が存在する。

※3 レストラン施設については、開業準備として内装工事や設備工事の一部を、本事業において、民間事業者の費用負担により実施する。

① 本事業において実施する業務

ア 本館等の整備業務

※整備…設計、施工及び工事監理をいう。

(ア) 本館等の設計業務（基本設計・実施設計）

(イ) 本館等の施工業務及びその関連業務

- ・ 着工前業務
- ・ 施工期間中業務
- ・ 完成後業務

(ウ) 工事監理業務

イ 開館準備・開業準備業務

(ア) 本館等の開館準備業務

- ・ 本館の事務所移転業務
- ・ 収蔵資料等移転支援業務
- ・ オープニングイベント実施業務
- ・ 本館等の施設・備品等の貸出に係る準備業務
- ・ 本館等に係るリニューアル広報業務

(イ) 南側広場の開業準備業務

- ・ 広場空間の植栽植付業務及びその関連業務
- ・ 交流施設及びレストラン施設の什器・備品等の調達業務
- ・ レストラン施設の内装及び設備工事業務及びその関連業務
- ・ 南側広場オープニングイベント実施業務

- ・ 南側広場の施設・備品等の貸出に係る準備業務
- ・ 南側広場に係るリニューアル広報業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 本館等の維持管理業務
 - ・ 改修後の維持管理業務
 - ・ 休館までの維持管理業務
 - ・ 休館中の維持管理業務
- (イ) 収蔵庫棟の維持管理業務
- (ウ) 広場空間及び交流施設の維持管理業務
- (エ) レストラン施設の維持管理業務
- (オ) 対象施設全体に共通する維持管理業務

エ 運營業務

- (ア) 本館の運營業務
- (イ) 広場空間及び交流施設の運營業務
- (ウ) レストラン施設の運營業務
- (エ) 駐車場運營業務
- (オ) 対象施設全体に共通する運營業務

② 「福岡市博物館リニューアル推進事業」において市が実施する業務

ア 整備に関する業務

- (ア) 収蔵庫棟及び南側広場の設計業務（基本設計・実施設計）
- (イ) 収蔵庫棟及び南側広場の施工業務
- (ウ) 収蔵庫棟及び南側広場の施工に係る工事監理業務

5 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書を参照すること。

6 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に、対象施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。詳細は要求水準書を参照すること。

7 入札説明書等の変更

入札説明書等については、公表後に受け付ける質問等、又は市内部での検討を踏まえて変更することがある。

入札説明書等の変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページに公表する。

Ⅱ 入札参加者に関する条件

1 入札参加資格等

以下の（１）及び（２）で規定する入札参加資格の各要件を、入札参加資格確認基準日に満たす者でなければ入札に参加できない。

なお、本事業について検討委員会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

（１）入札参加者の構成等

① 入札参加者の構成

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループとする。なお、落札者となった入札参加者は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立しなければならない。

特別目的会社から直接、業務を請け負うことを予定している入札参加者のうち、特別目的会社に出資を予定している者を「構成員」、特別目的会社に出資を予定していない者を「協力企業」とする。

入札参加者が本事業の入札に参加するにあたり、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。

② 構成員等の明示

入札参加資格確認申請書類の提出時に、入札参加者を構成する各企業は、代表企業、構成員、協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

③ 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、施工業務（展示施工を除く）と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下（２）①ク及びケにおいても同じ。）。

④ 構成員等による複数応募の禁止

入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。なお、市が事業予定者と事業契約を締結した

後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の構成員又は協力企業から業務等を受託することは可能とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- （ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- （ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- （イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（2）入札参加者の備えるべき参加資格要件

① 共通の入札参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。（措置要領が掲示されているホームページアドレス：
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html）

ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

エ 市町村税を滞納していない者であること。

オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

キ PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ク 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 2 号）
- 株式会社佐藤総合計画
（所在地：東京都墨田区横網二丁目 10 番 12 号）
- 弁護士法人御堂筋法律事務所
（所在地：大阪府大阪市中央区南船場四丁目 3 番 11 号）

ケ 検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「本条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

サ 以下の②・イに記載する施工業務を行う者にあつては、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

② 個別の入札参加資格

入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計業務、施工業務及び工事監理業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者

は当該複数業務を実施することができる。ただし、施工業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

なお、「ア 設計業務を行う者」、「イ 施工業務を行う者」又は「ウ 工事監理業務を行う者」でそれぞれ（ア）の要件をⅢ・３・（５）に定める入札参加資格確認申請書類の受付締切日までに満たしていない者は、Ⅱ・２に定める競争入札参加資格審査申請を行う必要がある。

ア 設計業務を行う者の要件

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合は、以下に示す（ア）の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、（イ）及び（ウ）の要件は、それぞれ１人以上が該当すること。

- （ア） 「令和４・５・６年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」、「設備設計」若しくは「土木設計」に登録されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」、「設備設計」若しくは「土木設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は入札参加資格確認基準日が含まれていること。
- （イ） 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- （ウ） 平成２５年４月１日から入札参加資格確認基準日までの間に完了、又は完了予定の業務で、博物館法上の博物館（登録博物館）若しくは指定施設（博物館に相当する施設）における展示面積１,０００㎡以上の展示設計（※）実績（実施設計）を有する者であること。

※展示設計とは、展示内容、演出手法、設備計画の検討を行うとともに、当該展示スペースの整備に必要な設計図書の作成等を行うことをいい、基本的に建物本体の建築設計のみを行う場合を含まない。

イ 施工業務を行う者の要件

施工業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合は、以下に示す（ア）、（イ）及び（ウ）の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、（エ）及び（オ）の要件は、それぞれ１人以上が該当すること。

- （ア） 「令和４・５・６年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は入札参加資格確認基準

日が含まれていること。

- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- (ウ) 上記（イ）の建設工事の種類に応じて、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900 点以上
電気工事	860 点以上
管工事	820 点以上
土木一式工事	900 点以上
上記以外の工事	—

- (エ) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- (オ) 平成 25 年 4 月 1 日から入札参加資格確認基準日までの間に完了、又は完了予定の業務で、博物館法上の博物館（登録博物館）若しくは指定施設（博物館に相当する施設）における展示面積 1,000 m²以上の展示施工（※）実績を有するものであること。

※展示施工とは、展示設計業務で作成された設計図書に基づく施工をいう。

ウ 工事監理業務を行う者の要件

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合は、以下に示す（ア）の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、（イ）の要件は、1 者以上が該当すること。

- (ア) 「令和 4・5・6 年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」、「設備設計」若しくは「土木設計」に登録されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種：「建築設計」、「設備設計」若しくは「土木設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は入札参加資格確認基準日が含まれていること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

2 競争入札参加資格の審査

この入札の公告時に、Ⅱ・１・（２）に掲げる入札参加資格のうち「ア 設計業務を行う者の要件」、「イ 施工業務を行う者の要件」又は「ウ 工事監理業務を行う者の要件」でそれぞれ（ア）の要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請（以下、「審査申請」という。）を行う必要がある。

（１）提出書類及び提出期間

① 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）

この入札の公告日からⅢ・３・（５）に掲げる入札参加資格確認申請書類の受付締切日までの間に提出すること。

② 審査申請書以外の必要書類

（３）の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

（２）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は提出期間内に必着のこと。）

（３）提出先及び持参する場合の受付期間

福岡市中央区天神一丁目８番１号 福岡市役所本庁舎３階

福岡市財政局財政部契約監理課管理係

電話：092-711-4181

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

（４）審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/qualification-wto.html

（５）審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

3 構成員及び協力企業の変更

① 構成員及び協力企業の変更に係る原則

入札参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員及び協力企業の一部又は全部が入札参加資格の各要件を満たさなくなったときは、代表企業は市に対し、その旨を速やかに申

し出ることとし、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、入札参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員及び協力企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員及び協力企業の変更」という。）は、原則として認めない。

② 構成員及び協力企業の変更に係る特例

ア 入札参加資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで

- （ア）市は、入札参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員及び協力企業の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者が入札参加資格を満たすことを確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員、協力企業で設計業務、施工業務、工事監理の業務を行う者は、「Ⅱ・１・（２）・② 個別の参加資格要件」のうち、「ア・（ア）」、又は「イ・（ア）」、又は「ウ・（ア）」の要件を既に満たしている者でなければならない、かつ、代表企業の変更は例外なく認めない。
- （イ）前項の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない、また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 事業提案書提出日から落札者決定日まで

- （ア）市は、事業提案書提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）及び協力企業の一部が入札参加資格を喪失した場合で入札参加者が構成員及び協力企業の変更（入札参加資格を喪失した構成員及び協力企業の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員及び協力企業の責めに帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の入札参加者が入札参加資格を満たすことを確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。
- （イ）前項の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない、また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

4 入札参加資格が欠格となった場合の申出

入札参加者が入札参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に、上記１・（１）、１・（２）の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該入札参加者は速やかに市に申し出なければならない。

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業は、施設整備（設計・施工・工事監理）、維持管理、運営の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供を求めるものであり、本事業にかかる事業者には、広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施能力が求められる。

したがって、本事業にかかる事業者の選定については、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業は WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表する。以下同様とする。

日 程（予定）		内 容
令和 7 年	4 月 10 日	入札公告、入札説明書等の公表
	4 月 10 日～10 月 2 日	要求水準書の添付資料の貸与申込受付期間
	4 月 11 日～10 月 3 日	要求水準書の添付資料の受渡期間
	4 月 10 日～21 日	第 1 回現地見学会の申込受付期間
	〃	展示に係る説明会・質問会の申込受付期間
	4 月 28 日	第 1 回現地見学会の開催
	〃	展示に係る説明会・質問会の開催
	4 月 28 日～5 月 9 日	第 1 回入札説明書等に関する質問の受付期間
	6 月上旬	第 1 回入札説明書等に関する質問及び回答の公表
	第 1 回質問回答の公表日～6 月 6 日	入札説明書等に関する第 1 回質問回答の個別確認会の申込受付期間
	〃	第 2 回現地見学会の申込受付期間
	6 月 12 日・13 日 （予備日 16 日）	入札説明書等に関する第 1 回質問回答の個別確認会の開催
	6 月 30 日	第 2 回現地見学会の開催
	6 月 30 日～7 月 7 日	入札説明書等に関する第 2 回質問の受付期間
	7 月 7 日	入札参加資格確認申請書類の受付締切日
	〃	個別対話の申込受付期限

日 程（予定）		内 容
	7 月 22 日	個別対話の実施
	7 月下旬	入札参加資格確認結果の通知
	7 月下旬～10 月 2 日	追加資料開示の申込受付期間
	7 月下旬～10 月 3 日	追加資料の受渡期間
	〃	追加資料の縦覧期間
	8 月上旬	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答の公表
	第 2 回質問回答の公表日～8 月 8 日	入札説明書等に関する第 2 回質問回答の個別確認会の申込受付期間
	8 月 19 日	入札説明書等に関する第 2 回質問回答の個別確認会の開催
	10 月 3 日	入札提案書類の受付締切日
	12 月上旬	落札者の決定及び公表
	12 月下旬	基本協定の締結
令和 8 年	1 月	仮契約の締結
	2 月	事業契約の締結

3 募集及び選定手続き等

（１）要求水準書の添付資料の貸与

市は、要求水準書の添付資料の一部を本事業への参画を検討する法人のうち希望者に貸与する。

貸与する資料や貸与手続きの方法、日程等の詳細については、別紙 1「要求水準書の添付資料の貸与について」を参照すること。

市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

（２）第 1 回現地見学会及び展示に係る説明会・質問会の開催

市は、本事業への参画を検討する法人のうち、参加を希望する者を対象に、第 1 回現地見学会及び展示に係る説明会・質問会を開催する。

第 1 回現地見学会及び展示に係る説明会・質問会への申込方法及び留意事項等の詳細については、別紙 2「現地見学会及び展示に係る説明会・質問会 実施要領及び参加申込」を参照すること。

（３）入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

市は、入札説明書等の内容等に関する質問（第 1 回）を、次の要領により受け付ける。

① 受付期間

令和7年4月28日（月）～5月9日（金） 午後5時必着

② 提出方法

入札説明書等に関する第1回質問書（様式集 様式1－2）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付、ファイル形式はMicrosoft Excel）にて提出すること。

提出はⅧ・3に示す「問い合わせ先」に行うこと。

（4）入札説明書等に関する第1回質問に対する回答

（3）で受け付けた質問に対する回答は、令和7年6月上旬に市ホームページに掲載し、公表する。この際、市は質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合があります。

（5）入札説明書等に関する第1回質問回答の個別確認会の開催

市は、本事業への応募を検討する法人又は法人グループのうち、参加を希望する者に、入札説明書等に関する第1回質問に対する回答について、その趣旨等を市に対して個別に確認する機会を「入札説明書等に関する第1回質問回答の個別確認会」として設ける。

第1回質問回答の個別確認会への実施方法及び申込方法等の詳細については、別紙5「入札説明書等に関する質問回答の個別確認会 実施要領及び参加申込」を参照すること。

（6）第2回現地見学会の開催

市は、本館（特別展示室含む）を対象とした現地見学会を、本事業への応募を検討する法人等を対象に、下記の日程により開催する。

第2回現地見学会への申込方法及び留意事項等の詳細については、別紙2「現地見学会及び展示に係る説明会・質問会 実施要領及び参加申込」を参照すること。

（7）入札説明書等に関する第2回質問の受付

市は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書及び資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を提出する入札参加者を対象とし、入札説明書等の内容等に関する質問（第2回）を、次の要領により受け付ける。

① 受付期間

令和7年6月30日（月）～7月7日（月） 午後5時必着

② 提出方法

入札説明書等に関する第2回質問書（様式集 様式2－16）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付、ファイル形式はMicrosoft Excel）にて提出すること。

提出はⅧ・3に示す「問い合わせ先」に行うこと。

(8) 入札参加資格確認申請書類の受付

市は、本事業の入札への参加を希望する者から、入札参加資格確認申請書類の提出を受け付ける。提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

① 受付締切日

令和7年7月7日(月) 午後5時まで

各日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

② 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。)により提出すること。

なお、表には「福岡市博物館リニューアル事業に係る入札参加資格確認申請書類 在中」と朱書きすること。

提出はⅧ・3に示す「問い合わせ先」に行うこと。

(9) 個別対話の実施

市は、期限までに入札参加資格申請書類を提出し受理された入札参加者のうち希望する者を対象として、個別対話を行う機会を設ける。個別対話への申込方法及び留意事項等については、別紙4「個別対話の実施要領及び参加申込」を参照すること。

(10) 入札参加資格審査結果の通知

① 結果の通知

市は、入札説明書等に基づき入札参加資格の確認を行い、入札参加資格確認申請書類を提出した全ての者に確認の結果を令和7年7月下旬に通知する。通知は、それぞれの代表企業に対して行う。

② 入札参加資格を有しないとされた者からの再審査の申立

入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、次により書面(任意様式)を提出し、再審査を求めることができる。再審査請求があった場合は、市は、請求内容についての審査を行い、再審査請求に関する審査結果を再審査の請求日から土日及び祝日を除き3日以内に請求者に対し書面で通知する。

ア 提出期間

通知日から3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

各日ともに午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出先

Ⅷ・3に示す「問い合わせ先」に持参により提出すること。

(1 1) 追加資料の開示

市は、入札参加資格審査を経て参加資格があると認められた者（以下、「資格審査通過者」という。）に対して、追加資料の開示を行う。

開示する資料や手続きの方法、日程等の詳細については、別紙 3 「追加資料の開示について」を参照すること。

(1 2) 入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答

(7) で受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年 8 月上旬に市ホームページに掲載し、公表する。この際、市は質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

(1 3) 入札説明書等に関する第 2 回質問回答の個別確認会の開催

市は、資格審査通過者のうち、参加を希望する者に、入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答について、その趣旨等を市に対して個別に確認する機会を「入札説明書等に関する第 2 回質問回答の個別確認会」として設ける。

第 2 回質問回答の個別確認会への実施方法及び申込方法等の詳細については、別紙 5 「入札説明書等に関する質問回答の個別確認会 実施要領及び参加申込」を参照すること。

(1 4) 入札提案書類の受付

入札参加者は、「入札全般に関する提出書類」（様式集 様式 3-1 ～ 3-3）及び「入札価格に関する提出書類」（様式集 様式 4-1、4-2）（以下あわせて「入札書等」という。）、本事業の各業務に関する提案や施設計画等を記載した提案書（以下「事業提案書」という。）並びにその他関連書類等（以下、すべてあわせて「入札提案書類」という。）を次の要領により市に提出すること。入札提案書類の作成方法については、様式集に従うこと。

① 受付締切日

令和 7 年 10 月 3 日（金） 午後 5 時まで

受付は各日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く。）

※郵送の場合、配達記録が残る方法に限ることとし、令和 7 年 10 月 2 日（木） 午後 5 時までに到着するように発送すること。

② 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、表には「福岡市博物館リニューアル事業に係る入札提案書類在中」と朱書きすること。

提出はⅧ・3 に示す「問い合わせ先」に行うこと。

(15) プレゼンテーション審査の実施

市は、入札参加者に対して、事業提案書等の内容に関するプレゼンテーションを求める。実施時期は令和7年11月下旬を予定しているが、実施日時、開催場所及び内容等の詳細は、入札提案書類の提出日以降に各入札参加者の代表企業に通知する。

なお、プレゼンテーションに際して、事業提案書とは別にスクリーンに投影する資料等を作成し、説明に用いることは可とする。また、事業提案書の内容を視覚的にわかりやすく伝えるため、提案内容等を立体的に表示するソフトウェア等を用いて説明することは妨げない。ただし、それらの内容は事業提案書の範囲内とし、逸脱した提案や新たな提案を行うことは認めない。

4 入札にあたっての留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札提案書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 提出書類の取扱い・著作権

① 著作権

事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が福岡市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき応募内容を公開する場合、その他市が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、事業提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が福岡市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた書類は返却しないこととする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(5) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(8) 事業提案書の取扱い等

入札参加者から提出された入札提案書類に疑義等がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加書類の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別質疑を行って確認する場合がある。入札参加者への個別質疑に対する回答及びヒアリングにおける回答内容等は、入札提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

(9) 使用言語、単位、通貨単位及び時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(10) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期、又は中止する場合がある。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期、又は取りやめることがある。

(11) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ② 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- ④ 入札書に必要な記名押印がないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 金額を訂正したもの
- ⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ 予定価格を上回った価格で入札したもの
- ⑨ その他入札に関する条件に違反したもの

(12) 入札辞退に関する提出書類

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに「入札辞退届」(様式集 様式2-21)を、Ⅷ・3に示す「問い合わせ先」に持参又は郵送(郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。)により提出すること。

(13) 落札の無効

福岡市契約事務規則第12条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とするため、注意すること。

(14) 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続きに関する要綱(平成27年2月26日福岡市・福岡市水道局・福岡市交通局告示第1号)」に基づき、市に対して苦情を申し立てることができる。

5 入札予定価格

本事業の予定価格は、18,895,013千円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。消費税及び地方消費税を加えた額は、20,784,515千円を超えないこと。

IV 落札者の決定

1 落札者の決定方法

市は、別に定める落札者決定基準により落札者を決定する。

2 落札者決定結果の通知

落札者決定結果は、落札者決定後速やかに、入札提案書類を提出した入札参加者の代表企業に対して通知する。

3 審査結果等の公表

検討委員会における審査結果及び客観的評価の結果等については、落札者決定後、市ホームページにおいて公表する。

V 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札提案書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 対象敷地の現況

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

所在地	福岡市早良区百道浜三丁目1番1号		
敷地面積	50,648.80 m ²	土地所有者	福岡市
用途地域等	市街化区域 第二種住居地域	建ぺい率／容積率	70％／200％
その他地区指定	・ 防火地域指定なし（法 22 条区域） ・ 都市景観形成地区（シーサイドももち地区） ・ 景観計画区域（一般市街地ゾーン） ・ 屋外広告物許可地域 ・ 第二種高度地区（20m） ・ 地行浜・百道浜地区（地区計画）		

2 整備の概要

本事業においては、本館、立体駐車場棟及び外構の整備を行う。収蔵庫棟、南側広場については、本事業で整備は行わず、市が別途整備を行う。詳細は要求水準書を参照すること。

3 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I・4・(4)・①のとおりとし、詳細については要求水準書に示す。

4 業務の委託

事業者は、事業提案書に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、事業提案書に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

5 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

なお、本館の運営業務のうちミュージアムショップ運営業務、レストラン施設の維持管理業務及び運営業務、対象施設全体に共通する運営業務のうち集客業務の対価については、市の負担はなく、来館者からの売上により充当することとする。

(1) 市からのサービス対価

市は、事業者との間で締結する事業契約に従い、サービス対価を支払う。サービス対価の構成は次のとおりである。

① 本館等の整備に関する業務の対価（サービス対価 A）

本館等の整備（設計・施工・工事監理）に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等については、事業契約において予め定める額を、業務完了以降、割賦方式により事業者を支払う。

② 開館準備・開業準備に関する業務の対価（サービス対価 B）

開館準備・開業準備に要する費用は、事業契約においてあらかじめ定める額を、費用に応じて業務完了後に一括して、又は年度ごとに事業者を支払う。

③ 維持管理に関する業務の対価（サービス対価 C）

維持管理に要する費用は、事業契約においてあらかじめ定める額を、業務開始後、四半期ごとに事業者を支払う。

④ 運営に関する業務の対価（サービス対価 D）

運営に要する費用は、事業契約においてあらかじめ定める額を、業務開始後、四半期ごとに事業者を支払う。

(2) 利用者から得る収入

事業者が利用者から得る収入の構成は次のとおりである。

収入区分	
1	ミュージアムショップの売上（ただし常設展示図録、「新修 福岡市史」、関連商品等の販売収入除く。）
2	レストラン施設における売上
3	集客業務の実施に係る参加費等収入
4	広告物及びホームページのバナー等の広告料収入
5	その他事業者提案による独自収入

※ 常設展示図録、「新修 福岡市史」、関連商品等の販売収入は、本事業において市から事業者の販売を委託するが、販売収入のうち手数料を除いた分を市に納めることとする。

VI 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、本事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実にやり、事業契約書に定められた業務水準及び性能基準が満たされていることを確認する。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要ない費用は事業者の負担とし、市が行う作業等に必要ない費用は市の負担とする。なお、事業契約書に定められた業務水準及び性能基準が満たされていないことが判明した場合、サービス対価の減額等を行うことがある。

なお、モニタリングに関する詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

2 事業期間中の事業者と市の関わり

本事業は、事業者の責において遂行される。また、市は上記1のとおり、本事業の実施状況について確認を行う。

市は、原則として代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

また、市は、必要に応じて事業者と当該金融機関又は融資団が締結した融資契約書等の写しの提出を求めることがある。

3 事業の継続が困難となった場合における措置

（1）本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者は、特別目的会社の設立等により出資者からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

（2）継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定められた業務水準及び性能基準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して是正指示等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。

上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払を求めることができるものとする。

② 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、事業契約に基づき市に対して生じる損害の賠償を求めることができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

イ 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

上記アの規定により事業契約が解除される場合、事業者は、事業契約に基づき市に対して生じる損害の賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、事業契約書（案）において示す。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めることとする。

4 事業者の事業契約上の地位

市の承認がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

5 債権の取扱い

（１）債権の譲渡

事業者は、市に対して有する支払請求権（債権）を他者に譲渡することはできない。ただし、市の承認を得た場合には、この限りではない。

（２）債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承認を得た場合には、この限りではない。

6 保険

事業者は、要求水準書及び事業契約書（案）を参照し、保険契約を締結すること。なお、事業提案書において要求水準書及び事業契約書（案）に定める要件以上の提案をした場合には、事業者はその提案内容の保険契約を締結するものとする。また、これに加え、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、事業者が提案した保険も併せて加入するものとする。

7 市と事業者の責任分担

（１）基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

（２）予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

（３）リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担する。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約書において定める。

8 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公表できるものとする。

VII 契約手続等

1 基本協定の締結

落札者決定後速やかに協議等を行い、市と落札者は、基本協定を締結する。

2 特別目的会社の設立等の要件

落札者は、事業期間を通して責任ある事業遂行を図ることができるよう、事業契約の仮契約の締結（令和8年1月予定）までに、会社法に定める株式会社として、特別目的会社を福岡市内に設置すること。

入札参加者の構成員は、特別目的会社に対して必ず出資すること。なお、構成員全体の有する議決権の割合は全議決権の2分の1を超えるものとし、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。

また、すべての構成員は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。なお、市の事前の書面による承諾がある場合、建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする。

3 事業契約の締結

市は、基本協定に基づき、事業者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約書の内容について協議を行い、令和8年1月中旬までに合意を得て仮契約を締結するよう努めるものとする。ただし、原則として事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び事業提案書の内容を変更できないことに留意すること。

仮契約は、福岡市議会で議決を得たときに本契約となる。

4 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び事業提案書をもとに、事業者が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務、開館準備・開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に関する業務内容や支払方法等を定める。

5 事業契約を締結しない場合の条件

落札者決定日の翌日から事業契約の承認にかかる福岡市議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は、事業予定者と事業契約を締結しない場合がある。

また、落札者が次の各事項のいずれかに該当するときは、市は、事業契約の仮契約又は本契約を締結しないことができる。この場合においては、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- ア 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。
- ウ 提案内容が、入札説明書等に記載する条件等を満たさないことが判明したとき。

6 契約金額

事業者が提案した入札金額（落札金額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を契約金額とする。

7 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属所管裁判所とする。

VIII その他

1 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとする。

2 財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定しておらず、財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

3 問い合わせ先

場 所 福岡市経済観光文化局博物館運営課

住 所 〒814-0001 福岡市早良区百道浜三丁目1番1号

電 話 092-845-5011 (代)

F A X 092-845-5019

電子メールアドレス museum-unei.EPB@city.fukuoka.lg.jp

市ホームページURL

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/museum-kanri/shisei/fukuoka-city-museum-renewal.html>

別紙 1 要求水準書の添付資料の貸与について

1 貸与する資料について

市は、下記の要求水準書の添付資料を本事業への参画を検討する法人のうち希望者に貸与する。

市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

■要求水準書 添付資料

- 添付資料 1 施設現状調査報告書及び熱源機器改修工事完成図
- 添付資料 18 建築設備保守管理業務（設備管理）仕様書（令和 6 年度分）
- 添付資料 19 各設備の維持管理に係る委託実績リスト（過去 3 年分）
- 添付資料 23-1 南側広場工事の発注図面（電気） ※
- 添付資料 23-2 南側広場工事の発注図面（空調） ※
- 添付資料 23-3 南側広場工事の発注図面（給排水） ※
- 添付資料 23-4 南側広場工事の発注図面（外構照明） ※
- 添付資料 23-5 南側広場工事の発注図面（造園） ※
- 添付資料 25-1 収蔵庫棟工事の発注図面（電気）
- 添付資料 25-2 収蔵庫棟工事の発注図面（空調）
- 添付資料 25-3 収蔵庫棟工事の発注図面（給排水）

※添付資料 23-1～5 は、資料の貸与を希望する者のうち、「令和 4・5・6 年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登録されている者又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者に対し、「南側広場工事」の各工事の公告日以降に順次貸与する。

2 申込方法

（1）申込受付期間

令和 7 年 4 月 10 日（木）～10 月 2 日（木）午後 5 時まで

（2）申込方法

資料の貸与を希望する者は、資料貸与申込書兼誓約書（様式集 様式 1－1）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、メールタイトルは「【福岡市博物館リニューアル事業】資料貸与申込（企業名）」とすること。

（3）申込み先

申込みは、Ⅷ・3 に示す「問い合わせ先」に行うこと。

3 資料の貸与及び返却

(1) 資料の受渡期間

令和7年4月11日(金)～10月3日(金)午後5時まで

受付は各日午前9時から午後5時まで(※正午から午後1時の間を除く。)

(2) 貸出方法

資料を記録した DVD-R を貸与する。申込を行った者は、Ⅷ・3に示す「問い合わせ先」を訪問し、受領すること。ただし、入札参加資格審査結果通知日(令和7年7月下旬予定)以降は、資格審査通過者の構成員及び協力企業以外には受け渡しを行わない。

なお、訪問にあたっては事前に市と訪問予定時刻について連絡・調整を行うこと。

また、添付資料 23-1～5 については、南側広場における各工事の公告日以降に、市から申込を行った者に対し受渡日時や貸出方法等について別途連絡を行う。

(3) 返却日

貸与された資料は、令和7年11月30日(日)までに市に返却すること。また、貸与を受けた資料を複写等した場合には、返却日までにすべて安全かつ確実に破棄すること。

別紙2 現地見学会及び展示に係る説明会・質問会 実施要領及び参加申込

1 第1回及び第2回現地見学会の実施内容

(1) 見学対象施設

本館

※ 第2回現地見学会においては、当日、特別展の会期中ではないため、展示物等がない状態の特別展示室の内覧を行うことが可能である。なお、特別展示室以外の部分も見学可能である。

(2) 開催日

第1回：令和7年4月28日（月）

第2回：令和7年6月30日（月）午後1時から午後5時

※第1回現地見学会の開催中、福岡市博物館にて展示に係る説明会・質問会を開催する。詳細は、「2 展示に係る説明会・質問会」を参照すること。

※第1回見学会は、午前から午後にわたって、第2回見学会は午後に開催することを想定している。開催時間、当日の受付及び注意事項等の詳細は、申込を行った者に対して通知する。

(3) 現地見学会当日の留意事項

(ア) 指定日時を厳守のうえ集合すること。

(イ) 市職員の案内・指示に従い、業務の妨げとならないよう留意すること。なお、市職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定、変更、許可するものではない。

(ウ) 会社名を記載した腕章又は名札等を着用し、身分証明書を携帯すること。

(エ) 見学に必要なもの（参考図書、上履き 等）は各自用意すること。

(オ) 本事業に関連する施設等の撮影は可能とするが、撮影した写真は本事業以外の目的には使用しないこと。

(カ) 現地見学会での疑義については、Ⅲ・3・(3) 及び(7) により入札説明書等に関する質問として受け付ける。

(4) 申込方法

① 申込受付期間

第1回：令和7年4月10日（木）～4月21日（月）午後5時まで

第2回：第1回質問に対する回答の公表日～令和7年6月6日（金）午後5時まで

② 申込方法

現地見学会への参加を希望する者は、第1回現地見学会及び展示に係る説明会・質問会参加申込書（様式集 様式1－3）又は第2回現地見学会参加申込書（様式集 様式1－4）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル

添付)にて提出すること。なお、メールタイトルは、それぞれ「【福岡市博物館リニューアル事業】第1回現地見学会及び展示に係る説明会・質問会参加申込(企業名)」又は「【福岡市博物館リニューアル事業】第2回現地見学会参加申込(企業名)」とすること。

③ 申込み先

申込みは、Ⅷ・3に示す「問い合わせ先」に行うこと。

2 展示に係る説明会・質問会の実施内容

(1) 開催日

令和7年4月28日(月) 午後1時～午後3時

※第1回現地見学会の開催中に行う。

(2) 開催場所

福岡市博物館 講座室1

(3) 当日の留意事項

- (ア) 指定日時を厳守のうえ集合すること。
- (イ) 市職員の案内・指示に従い、業務の妨げとならないよう留意すること。
- (ウ) 会場での質問に対する市職員の回答は、入札説明書等の理解のための参考とし、本事業における個別の事業条件を規定、変更、許可するものではないことに留意すること。質問について正式な回答を求める場合には、Ⅲ・3・(3)及び(9)により入札説明書等に関する質問として受け付ける。
- (エ) 説明の時間に限り、録音、動画・写真撮影を行うことは可とする。ただし、動画・写真撮影ができるのは、説明者及び説明内容のみとする。また、録音した音声や撮影した動画・写真は、本事業以外の目的には使用しないこととし、SNS等にアップロードする等広く公表・公開等を行うことを禁止する。
- (オ) 入札説明書等の公表している資料については各自用意すること。

(4) 申込方法

① 申込受付期間

令和7年4月10日(木)～4月21日(月) 午後5時まで

② 申込方法

展示に係る説明会・質問会への参加を希望する者は、第1回現地見学会及び展示に係る説明会・質問会参加申込書(様式集 様式1-3)を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。なお、メールタイトルは「【福岡市博物館リニューアル事業】第1回現地見学会及び展示に係る説明会・質問会参加申込(企業名)」とすること。

③ 申込み先

申込みは、Ⅷ・3に示す「問い合わせ先」に行うこと。

別紙3 追加資料の開示について

1 開示する追加資料について

市は、資格審査通過者のうち希望する者に対して、要求水準書の添付資料 18～22 を追加資料として開示する。

追加資料には、希望する者に貸与する資料と、縦覧させる資料があるため、希望する者はそれぞれの方法により確認すること。

なお、追加資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。

■貸与する資料

- 添付資料 20 金印展示ケースの詳細図面
- 添付資料 21 通信費実績

■縦覧に供する資料

- 添付資料 22 各業務報告書（保守点検・清掃・維持管理月報等、令和 6 年度分）

2 申込方法

（1）申込受付期間

入札参加資格審査結果通知日（令和 7 年 7 月下旬予定）～令和 7 年 10 月 2 日（木）午後 5 時まで

（2）申込方法

追加資料の開示を希望する者は、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式集 様式 2－15）及び追加資料開示申込書兼誓約書（様式集 様式 2－17）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、メールタイトルは「【福岡市博物館リニューアル事業】追加資料開示申込（企業名）」とすること。

（3）申込み先

申込みは、Ⅷ・3 に示す「問い合わせ先」に行うこと。

3 追加資料の貸与及び返却

（1）追加資料の受渡期間

入札参加資格審査結果通知日（令和 7 年 7 月下旬予定）～令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時まで

各日午前 9 時から午後 5 時まで（※正午から午後 1 時の間を除く。）

（２）貸出方法

市は、追加資料の開示申込を行った者に対し、貸与する資料を記録した DVD-R を貸与する。申込を行った者は、Ⅷ・３に示す「問い合わせ先」を訪問し、受領すること。

なお、訪問にあたっては事前に市と訪問予定時刻について連絡・調整を行うこと。

（３）返却日

貸与された資料は、令和 7 年 11 月 30 日（日）までに市に返却すること。また、貸与を受けた資料を複写等した場合には、返却日までにすべて安全かつ確実に破棄すること。

4 追加資料の縦覧

（１）追加資料の縦覧期間

入札参加資格審査結果通知日（令和 7 年 7 月下旬予定）～令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時まで

各日午前 9 時から午後 5 時まで（※正午から午後 1 時の間を除く。）

（２）縦覧方法

追加資料の開示申込を行った者は、Ⅷ・３に示す「問い合わせ先」を訪問し、縦覧に供する資料を縦覧することができる。

なお、訪問にあたっては事前に市と訪問予定時刻について連絡・調整を行うこと。

別紙4 個別対話の実施要領及び参加申込

市は、期限までに入札参加資格申請書類を提出し受理された入札参加者を対象に本事業の目的や内容、条件等に関する理解をより深め、創意工夫を引き出し、事業提案書等の作成に寄与することを目的とし個別対話を実施する。

1 個別対話の実施内容

(1) 個別対話の実施日

令和7年7月22日(火)

※実施時間帯は、参加申込のあった入札参加者に個別に連絡する。

申込者数等によって、日付の変更を行う場合がある。

(2) 個別対話の実施方法

参加申込を行った入札参加者毎に、個別対話の実施に先立ち、事前に入札参加者から提出される個別対話事項に基づいて、市と個別に対話する。また、対話の理解を深めるために、実施時点においての事業提案書のコンセプトや概要等を簡単にまとめた資料を市側へ配布することは妨げない。

時間は、1時間30分程度を想定しているが、参加申込を締め切った後、申込者数等によって調整し、各入札参加者において平等に同じ時間を割り当てて実施する。

(3) 個別対話における公平性の確保と内容の公開

市は、個別対話の実施の有無により、提案時における入札参加者間の優劣が生じることがないように、公平性の確保に十分留意する。

個別対話に参加した入札参加者との対話内容は、参加者の権利、競争上の地位及び正当な利益を害することを防ぐため、公表の対象としない。ただし、個別対話の結果により、事業条件等に係る、全ての入札参加者に共通して知らせるべき事項があった場合には、期限までに入札参加資格申請書類を提出し受理された入札参加者の代表企業に対して通知する。また、入札説明書等の変更等が生じる場合は、速やかに市ホームページ等にて公表する。

2 参加申込

(1) 参加申込受付期限

令和7年7月7日(月)午後5時まで

(2) 参加申込方法

「個別対話参加申込書」(様式集 様式2-19)を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。

電子メールの件名は「【福岡市博物館リニューアル事業】個別対話参加申込(企業名)」とすること。

※後述する「3 個別対話事項の提出」に従い、「個別対話事項書」をあわせて添付し提出すること。

提出後、必ず電話にて受信の確認を行うこと。

なお、本申込書の提出は、代表企業が行うこと。

(3) 申込み先

申込みは、Ⅷ・3に示す「問い合わせ先」に行うこと。

3 個別対話事項の提出

個別対話に参加する者は、「個別対話事項書」(様式集 様式2-20)を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、「個別対話参加申込書」とあわせて提出すること。

別紙5 入札説明書等に関する質問回答の個別確認会 実施要領及び参加申込

1 入札説明書等に関する第1回質問回答の個別確認会

(1) 実施日

令和7年6月12日（木）、13日（金）午前9時から午後6時まで

予備日：令和7年6月16日（月）

※ 実施時間帯は、令和7年6月9日（月）までに参加申込者に個別に連絡する。

※ 申込者が多数の場合は、予備日にも実施する可能性がある。

(2) 実施日による個別確認事項のテーマ設定

第1回質問回答の個別確認会において対象とする事項は、実施日によって以下の区分で範囲・テーマを設定する。参加を希望する者は、このことを認識したうえで希望する日に応募すること。なお、一法人又は一法人グループが、それぞれの実施日に応募することは妨げない。

実施日	第1回質問回答の個別確認事項の範囲・テーマ
6月12日 （木）	「展示等」に関する質問回答の個別確認 ※「展示等」とは、要求水準書の以下の項目の部分とする III-3 展示室の機能及び性能に関する要求水準 III-4 体験学習室（1）の機能及び性能に関する要求水準 VII-4-（5）体験学習室（1）関連業務 VII-4-（6）教育普及業務 VII-4-（7）資料の収集と調査研究等に係る業務 VII-4-（8）デジタルアーカイブ整備業務 VII-4-（9）図書管理業務 VII-4-（10）市史編さん業務
6月13日 （金）	「その他」に関する質問回答の個別確認 ※「その他」とは、上記「展示等」以外のすべてのこととする。

(3) 第1回質問回答の個別確認会の実施方法

参加申込を行った法人又は法人グループ毎に、公表された入札説明書等に関する第1回質問に対する回答に対する個別確認事項を事前提出し、それに基づいて市に対し回答内容の趣旨等を個別に確認することができる。また、確認内容の理解を深めるために、関連する資料を市側へ配布することは妨げない。

各実施日の申込者数に応じて、1 者あたりの持ち時間が平等に同じ時間になるように割り当てて実施する。

(4) 第 1 回質問回答の個別確認会における公平性の確保と内容の公開

市は、個別確認会の実施の有無により、入札参加者の優劣が生じることがないように、公平性の確保に十分留意する。

個別確認会の参加者への回答内容は、参加者の権利、競争上の地位及び正当な利益を害することを防ぐため、原則として公表の対象としない。ただし、事業条件等に係る、全ての者に共通して知らせるべき事項があった場合には、市ホームページ等にて公表する。また、入札説明書等の変更等が生じる場合は、速やかに市ホームページ等にて公表する。

(5) 参加申込

① 参加申込受付期間

第 1 回質問に対する回答の公表日～令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで

② 参加申込方法

「第 1 回質問回答の個別確認会参加申込書」（様式集 様式 1－2－1）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

電子メールの件名は「【福岡市博物館リニューアル事業】第 1 回質問回答の個別確認会参加申込（企業名）」とすること。

③ 申込み先

申込みは、Ⅷ・3 に示す「問い合わせ先」に行うこと。

(6) 第 1 回質問回答の個別確認事項の提出

参加申込を行う法人又は法人グループは、「第 1 回質問回答の個別確認事項書」（様式集 様式 1－2－2）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、「第 1 回質問回答の個別確認会参加申込書」とあわせて提出すること。

2 第 2 回質問回答の個別確認会

(1) 実施日

令和 7 年 8 月 19 日（火）

※ 実施時間帯は、令和 7 年 8 月 12 日（火）までに参加申込のあった資格審査通過者に個別に連絡する。

（２）第２回質問回答の個別確認会の実施方法

参加申込を行った資格審査通過者毎に、公表された入札説明書等に関する第２回質問に対する回答に対する個別確認事項を事前提出し、それに基づいて、市に対し回答内容の趣旨等を個別に確認することができる。また、確認内容の理解を深めるために、関連する資料を市側へ配布することは妨げない。

１者あたりの持ち時間は、１時間 30 分程度を想定しているが、参加申込を締め切った後、申込者数等によって調整し、各資格審査通過者に対して平等に同じ時間を割り当てて実施する。

（３）第２回質問回答の個別確認会における公平性の確保と内容の公開

市は、個別確認会の実施の有無により、資格審査通過者の優劣が生じることがないように、公平性の確保に十分留意する。

個別確認会に参加した資格審査通過者への回答内容は、参加者の権利、競争上の地位及び正当な利益を害することを防ぐため、原則として公表の対象としない。ただし、事業条件等に係る、全ての資格審査通過者に共通して知らせるべき事項があった場合には、資格審査通過者の代表企業に対して通知する。また、入札説明書等の変更等が生じる場合は、速やかに市ホームページ等にて公表する。

（４）参加申込

① 参加申込受付期間

第２回質問に対する回答の公表日～令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで

② 参加申込方法

「第２回質問回答の個別確認会参加申込書」（様式集 様式 2-16-1）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

電子メールの件名は「【福岡市博物館リニューアル事業】第２回質問回答の個別確認会参加申込（企業名）」とすること。

③ 申込み先

申込みは、Ⅷ・３に示す「問い合わせ先」に行うこと。

（５）第２回質問回答の個別確認事項の提出

参加申込を行う資格審査通過者は、「第２回質問回答の個別確認事項書」（様式集 様式 2-16-2）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、「第２回質問回答の個別確認会参加申込書」とあわせて提出すること。